

## 今後の審議予定について

久喜都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

本件は、平成 25 年 12 月 27 日に建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき許可された工業専用地域内にある、敷地面積 14,035.80㎡の産業廃棄物処理施設です。事業者は、久喜市河原井町 26 番及び 27 番で、産業廃棄物の焼却並びに破碎処理事業を行っている株式会社ショーモンになります。

今回、久喜市並びに県内の一部市町村から一般廃棄物の受入れについて、打診があったことから既存の産業廃棄物処理施設で一般廃棄物の受入れを計画したものです。既存の産業廃棄物処理施設を利用して一般廃棄物の焼却処理を行うためには、建築基準法第 51 条のただし書きの規定に基づく許可が必要となることから、都市計画審議会においてご審議をお願いする予定です。

## 記

- 1 過去許可 (1) 平成 25 年 12 月 27 日 建安許第 2 号  
産業廃棄物処理施設の新築  
(2) 令和 2 年 10 月 16 日 第 2 号  
既存敷地からの拡張、焼却施設の増築
- 2 計画概要 既存処理施設で一般廃棄物の新規受入れ
- 3 位置図 別紙参照